

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な価値観や生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、継続的に責任をもって協力することを約束した一方又は双方が、性的マイノリティである二人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子（以下「ファミリーシップ対象者」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、町長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) パートナーシップにある双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が町内に住所を有していること又は一方が町内に住所を有し、他方が宣誓の日から3月以内に町内に転入予定であること。

- (3) パートナーシップにある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナーシップにある双方が、他の者とのパートナーシップにないこと。
- (5) パートナーシップにある双方が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、町職員の面前において自ら記入した大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を町長に提出することにより行うものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。
- 3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓する日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 4 住所要件を確認するための住民登録情報について、町が職権で取得することを本人が宣誓書において同意した場合には、前項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。
- 5 町外に在住する者であつて大口町内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって第3項第1号に規定する書類に代えることができ

る。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

6 宣誓書の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。

7 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると町長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 町長は、宣誓書の提出があつた場合において、宣誓の要件を審査し適当と認めるときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（様式第2）及び大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（様式第3）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓

者」という。)に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他町長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(様式第4)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、町長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を町長に返還しなければならない。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5。以下「内容変更届」という。)に変更内容を確認できる書類を添付して、交付済みの証明書等と共に町長に提出しなければならない。

2 町長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(様式第6。以下「返還届」という。)に証明書等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップ及びファミリーシップを形成する意思がないことが判明し

たとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第5項後段の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 町長は、前項の規定により宣誓が無効であると認めるときは、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

(返還又は無効に係る宣誓番号の公表)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により返還又は前条の規定により無効とした証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和6年3月28日 大口町告示第15号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。